

「孤児列車」にみる 19 世紀中葉の 民間児童福祉の展開について

——ニューヨーク児童援助協会による
貧窮児童の西方移住政策を中心に——

田 中 きく代

は じ め に

1850 年代の中頃から 1920 年代末にかけて、アメリカ合衆国では、東海岸の都市部から西方の農村部にむけて、おびただしい数の子供の人口移動がみられた。慈善活動の一環として、彼らのほとんどは都会の街角や児童救済施設から西部の農民家庭へ里子として委託された子供であるが、西方の労働力需要を満たすために、鉄道路線の拡大に伴って汽車で西方へ送られた。これはブレイシング・アウトといわれ、通俗的には「孤児列車」として知られている。ニューヨーク市の場合は同時期の約 80 年間に少なくとも約 20 万人を移動させたが、その中心的役割を果たしたのは、チャールズ・ローリング・ブレイス宣教師であり、彼の設立したニューヨーク児童援助協会であった。委託先は当初は中西部の諸州が主であったが、時代が下るにつれて漸時的に太平洋岸の諸州、南部の諸州へと広がった。ところで、歴史学にとって、この家庭委託里親制度は、単なる子供史や救貧史の範疇にとどまらず、移出地であった東部と受入地であった西部の社会史に新たな可能性を知らしめるものである。すなわち、移動の対象が子供であるから子供の歴史であるが、同時に子供を取り巻く家族の歴史であり、子供として母親として女性の歴史でもある。移動した子供の民族的背

景とその同化過程を示す移民史の一コマでもある。また東部の都市政策史でもあるし、西部のコミュニティの歴史でもあり、東部西部を問わず、支援した一般の人々の心性の歴史でもある。さらに、何よりも子供の労働価値が認識されたうえでの、労働移動の歴史である。ジェンダー、人種・民族、階級、世帯の交差する「場」としての関心がもたれる。

プレイング・アウトは従来、児童福祉の分野で里親制度の起源として評価されたり、ホレイショー・アルジャーなどの文学作品のテーマであったりした。また、社会福祉史においても社会改革の一端として把握されていたが、歴史学が特に注目するようになったのは、ここ2・30年間である。この間に社会福祉史は、社会統制説を打ち出して社会改革説を批判してきたし、また最近では社会統制説と社会改革説の折衷が図られているが、ブレイスの慈善活動もこの文脈で取り上げられるようになった。社会統制説の旗がしらとして登場したロスマンは、19世紀の施設による院内救済に注目し、19世紀中葉に施設の処罰的側面が強化されたことを強調したが、ブレイスについては数少ない施設批判をした人物として評価し、ブレイスの人道主義者としての側面を指摘した。トラットナーは、ブレイスが子供を施設という壁の中から解放し西方という機会を与えたこと、また最初に予防的児童救済方法を採用したことでブレイスを評価しているが、それは貧窮児童を都会から「根絶やしにする」ことになりはならず、里親という代替家族にしても徒弟制度的な搾取があったことを強調している。19世紀の都市史に関心を抱いたボイヤーは、プレイング・アウトはブレイスの数多くの慈善計画の一つに過ぎないとし、都市部で彼が行った慈善事業を評価し、改革者としての評価に新たな境地をきり開いた。最近では、先述のようにプレイング・アウトを社会史の視点からさらに広がりを持って捉える研究が出てきているが、オーラル・ヒストリーの手法を駆使したホルトは、統制か改革かという点では、ブレイスの計画と理念を詳細に辿ることで、やや改革者の方に力点を置くものの、折衷に成功しバランスの取れたブレイス像を示している⁽¹⁾。本稿では、こうした先達の研究を踏まえながら、発足当時の児童援助協会によるプレイング・アウトの実態を紹介するのみで、その詳

細な分析は別途に譲らざるをえないが、社会史の一環として今後考察を重ねる方向性をも同時に示したい。

C. L. ブレイスと児童援助協会

児童救済を目的とした民間慈善団体ニューヨーク児童援助協会 (NYCAS) は、1853 年 2 月にブレイスによって、ニューヨーク市のファイブ・ポイントに設立された⁽²⁾。彼はエール大学を 1846 年に卒業すると、エール神学校ならびにユニオン神学校で学び、ニューヨーク市のファイブ・ポイント布教区で都市伝道師となったが、そこでの経験が彼にこの児童援助協会を設立させ、彼が児童救済に一生を捧げる契機になった。一般にブレイスはニューヨーク児童援助協会と一体化され、ニューヨーク児童援助協会はプレイング・アウトと一致されて認識される傾向にあるが、ブレイスの児童救済計画には、この他にニューヨーク市での直接救済があった。本章では当時のニューヨーク市における貧窮児童の実態を検証しながら、それに取り組んだブレイスの都市部での救済計画を概欄しておきたい。

さて、ニューヨーク州でも、貧しい児童の公的救済方法として、植民地時代からワークハウスなどを建設する院内救済が存在したが、タウンなどのコミュニティが面倒をみる救貧法の原則は基本的には維持されたものの、貧しい子供を年季奉公に出したり、徒弟として親方や農民に委ねることが一般的であった⁽³⁾。しかし 19 世紀も 20 年代に入ると、「救済施設の時代」といわれるように公的慈善のあり方が院内救済に急速に傾斜した。ニューヨーク州の場合こうした傾斜は 1824 年のイェーツ・レポートに示されている⁽⁴⁾。貧困者や犯罪者といった社会不安の原因は集中的に閉じ込めるべきだし、彼らを分類して同種の者を一か所に集めて救済・更生させる方が質量ともに能率的であると、院内救済の有効性が強調されている。施設での勤勉な生活は、道徳的に貧窮者や犯罪者をアメリカ人にふさわしい健全な精神と身体を持つ人間に作り替えることができ、経済的に施設内労働の価値を高めれば潤沢な集団労働を確保でき安上

がりであるという合理的な考えが支持されたといえる。施設こそが、改革者には「完全な更生装置」であったわけだが、実際、施設では時間で区切られた規則正しい生活が奨励された。例えば、朝はキリスト教と英語を学び午後は労働を通して技術を習得する毎日が繰り返されたが、同時に身体の健全な者は始終肉肉労働にかり出され、弱者は織布などの可能な限りの仕事があてがわれた⁽⁵⁾。

こうした 19 世紀 20 年代以降の救済施設の急増の背景には、地域住民である貧窮者を地域が救済するという救貧法の原則を厳格に実施せざるをえない社会変化があった⁽⁶⁾。20 年代頃から合衆国の東部では産業革命による産業構造の変化が生じていたので、必然的に貧窮者の急増という問題を抱えることになったが、40 年代末になると構造変化はさらに徹底化され、そこからはじき出された多くの失業者は放置できない存在となった。こうした影響を最も強く受けたのがニューヨーク州、ひいてはニューヨーク市といえるが、同時に構造変化は安価な移民労働力を導引した。このアイルランド人やドイツ人を中心とする困窮した大量の移民によって、ニューヨークの貧困問題はさらに深刻化したが、この問題は子供と無関係ではなく、むしろプレムナーの描くように子供の方が深刻ともいえた⁽⁷⁾。経済的困窮は疫病や危険な仕事で両親を失う子供、家を出て仕事探しをする子供を増加させた。また、捨て子の問題も重大であった。貧しくて母親に捨てられた新生児は、捨て子養育院の能力を超えるほどになった。さらに、死亡率の高い幼児期を生き抜いても、親は面倒を見る余裕はなく、子供は稼ぎ手の一人として以外は無視されることが多かった。かくして親から切り離れた子供たちは、ダンボール箱に寝泊まりする、新聞少年、馬丁、靴磨き、配達人として街角にたむろしていたし、物乞い、かっぱらいを生業にするものも多かった。

子供の救済施設も他の救済施設と同じく、1820 年代から多く作られ 1830 年代にはやや下火になったものの、1840 年代には再度各地で作られるようになった。ただ、そうした子供の施設に収容された児童数は全体からみれば少なく、依然として大半は大人と区別されずに救貧院に収容されたり、病院や時に

は牢獄に入れられたりしていた。しかし、19 世紀中葉になると、次第に子供は大人とは異なる本来無垢で善なる存在だという考えが浸透し⁽⁸⁾、進化論や適者適存の思想ともあいまって、施設における大人の影響から切り離すべきだと考えられ始めた⁽⁹⁾。これは院内救済をさらに押し進め子供の特別救済施設が増設されたり改善されたりする力となるが、反対に管理による院内救済への批判を噴出させる動きをも生み出した。なぜなら、院内救済における子供の重視は、ロスマンが主張するように、重視すればするほど子供に画一性と厳格な規律や処罰を徹底して課すものであり、子供の個性や自主性を伸ばすという点ではまったく逆効果をもたらすものとなったからである⁽⁹⁾。子供を分類し、同じ制服を着せ、ベルの音で区切られた日課をしていることへの批判として、慈善を施すにたる善なる人間、しかも悪影響を受けていない幼いもののためには、社会から隔離された施設はなんらの好結果をもたらさないと主張するものが出てきたのである。

子供救済における院内救済批判は直接貧困階級の少年少女と接触し、明日を担う子供一人一人を救済しようとする運動に発展したが、その中心的役割を担ったのがブレイスであり、児童援助協会であった⁽¹⁰⁾。もともとブレイスは都会の貧窮児童を「危険な階級」と呼び、社会的に危険であると判断して解決に乗り出したのであるから、必ずしも子供の立場に立つ救済をしたとは言いがたいし、単純に都市化による社会的悪影響の象徴とみていた施設を批判したとさえいえる側面がある。だから、ブレイスは「移民が増加したために、大都市には乞食や自堕落な人々が居住し無知で墮落した貧困階級を形成している」という中産階級の不安を代弁していたと考えた方が正しい⁽¹¹⁾。しかしボイヤーが強調するように、ブレイスは貧しい子供を集団として危険視したとしても、決して彼らの個別の個性を否定したのではなく、むしろその強靱さを尊重しそれに希望を持っていたという見解に耳を傾けざるをえない⁽¹²⁾。真なる救済は物質的援助だけではなく、宗教的・道徳的真理を教えることだと考えたブレイスは、集団で閉じ込める権威主義的で機械的な救済には異論を唱えざるをえなかったといえ、児童援助協会の第 1 回年次報告書に、児童救済施設は独立心や生活の活力

を培う場とは無縁で、修道院のように禁欲的ではあるが怠惰に陥って競争心を養う場ではなくなっている。貧窮児童には、真理の授与とその他に、勤勉と自助、個人的指導、家庭生活、完全に環境を変えることが必要だと指摘している。彼の目的は、救済施設の改革者たちが望んだような子供を単なる社会に柔順な人間に育てることではなく、個々の人間の自由で自然な独立心を損なうことなく、浮浪状態をやめさせることにあった⁽¹³⁾。

それでは、ブレイスはいかなる方法で救済しようとしたのか。ブレイシング・アウトについては次章で考察するが、ここではその他の重要な救済計画を概欄することで、彼があくまでもニューヨーク市における子供の状況改善を目的としていたのであり、家庭委託里親制度はその延長線上にあったことを強調したい⁽¹⁴⁾。さて、彼の死亡直後の 1894 年までに、協会が支援した重要な救済計画は 45 になるが、主なものを上げると、21 の職業学校、13 の夜間学校、6 つの簡易宿泊所の設立がある。また彼の影響は他の大都市へも及び、ボストン、フィラデルフィア、ワシントン、シカゴ、セントルイス、クリーブランド、サンフランシスコ、ブルックリンにも児童援助協会が設立された⁽¹⁵⁾。都市における社会改革者としての面目躍如たるものがあるが、こうした活動基盤は当初の 10 年間に作られたといえる⁽¹⁶⁾。年次報告書によると、まず第 1 に、日曜日に少年の集いを実施し、団欒と食事とわずかな宗教訓話を通して子供を導こうとした。第 2 に、新聞少年に寮形式の宿泊所、ニューズボーイズ・ロッキングハウスを作った。墮落に至っていない少年に寝場所を提供して、街路のダンボール箱で休む悪影響から切り離し、しかも 6 ペニーというわずかな宿泊費を要求することで独立心を養い自活する経験を与えようとした。第 3 に、少年や少女のための職業学校あるいは特定移民集団の子供のための職業学校を開設した。これらは技術指導と同時に労働に応じて賃金を支払うワークショップでもあったが、第 1 回年次報告書の付録にあるリトル・アーニーの観察記録に注目される⁽¹⁷⁾。アーニーは 13 才の孤児で、職業学校で学んだシャツを縫う技術で稼いで、体の弱い 3 人の幼い兄弟の面倒をみている。彼女は教会に行ったことはないが、明敏で読み書きもでき、家事も一切自分でしている。記録はこれらの全

てが職業学校で学んだものだというのが、彼女に職業学校による改革の優等生的典型を見いだし、技術や言語の習得のみならず、職業学校が自助の勤労意欲をも教えていることを強調している。第4に、教育設備として幼稚園、夜間学校、読書室、また蓄財を学ぶためのペニー貯蓄銀行や子供に必要な娯楽のための保養所やリクリエーション計画などの様々な救済計画を実施したが、これらは全て少年少女が自助によって自らの自己形成をし、社会の良き一員になることを目的とするものであった。

プレイング・アウト

プレイング・アウトはブレイスとその後継者であった息子たちによって1920年代まで続けられたが、ブレイスが事務局長であった1890年代までに9万人の児童が西方へ移動した。本章ではニューヨーク児童援助協会の最初の10年間の移動計画において、送られた委託先とともに、どのような児童が移動の対象となったのか、民族・宗教的背景、性別、家族構成などを検証するが、まずは移動過程について触れたい。児童援助協会へ「訪問人」によって街路や施設から集められた児童は、援助協会の施設で準備教育を受けてから、諸費用は全額を児童援助協会が出したが、代理人の引率で西部の町に連れていかれた⁽¹⁸⁾。こうした引率者の報告によると、だいたい一行は1回に5人から30人であった。目的の町に着くと、教会や役場や学校といった公共の場で児童が一列に並べられて、将来の里親に選択された。もともと、後の時代になると、前宣伝しておいたり、西部で滞在代理人を雇うようになっていたり、子供が一人で既決の里親のところへ行く場合も増えたが、少なくとも当初はお定まりの手順が取られた。引率者の報告記録の他に子供自身が児童援助教会に書き送った手紙も重要な史料であるが⁽¹⁹⁾、それらによると、里親に気に入られる子供は体が頑丈で直に労働に向く子供であったし、時には里親が見つけれないで、別の場所に連れていかれたり、連れ戻される場合もあったという。代理人を通して、児童援助協会は里親と委託契約を取りまとめ、教育を受けさせるなど家

表1 ニューヨーク児童援助協会による年次別委託数と州別委託数

委託年次	1853年 2月から 1854年 2月まで	1854年 2月から 1855年 2月まで	1855年 2月から 1856年 2月まで	1856年 2月から 1857年 2月まで	1857年 2月から 1858年 2月まで	1858年 2月から 1859年 2月まで	1859年 2月から 1860年 2月まで	1860年 2月から 1861年 2月まで	1861年 2月から 1862年 2月まで	1862年 2月から 1863年 2月まで
委託総数	207	863	936	742	733	779	814	804	884	791
少年	164	376	424	372	468	487	617	589	579	464.
少女	43	422	393	265	200	230	164	167	223	305
男性成人	0	48	61	64	28	27	9	15	26	4
女性成人	0	19	58	41	37	35	24	33	56	18
委託先										
メイン ニューハンプシャ - ヴァーモント		19	14	9	10	4	0	2	0	0
マサチューセッツ		52	92	33	19	3	4	1	6	3
コネティカット ロードア 일랜드		157	149	61	55	23	25	27	6	10
ニューヨーク										
ニューヨーク市		53	117	130	62	79	227	94	38	77
ロングアイランド		64	40	35	53	16	16	52	51	46
州内施設		0	28	21	13	10	24	5	0	21
その他		212	172	123	86	54	49	42	70	83
ニュージャージー		0	103	50	37	28	22	30	42	45
ペンシルベニア		226	164	48	19	4	4	4	4	3
デラウェア メリーランド ヴァージニア D.C.		31	10	6	6	3	7	1	0	0
オハイオ		9	6	1	5	147	33	102	219	110
インディアナ		0	2	0	100	227	352	328	406	305
イリノイ		0	16	64	41	122	9	57	11	8
ミシガン		7	4	80	160	13	10	50	0	71
アイオワ		0	6	24	20	6	8	3	0	0
ミネソタ ウィスコンシン		0	5	20	2	14	4	2	27	5
ケンタッキー ミズーリ テキサス		0	0	3	0	6	11	1	0	1
カンザス		0	0	0	0	3	3	0	0	1
カナダ		0	0	0	8	0	0	3	4	0
グレートブリテン その他ヨーロッパ		0	0	0	3	0	0	0	0	2
その他		0	18	34	34	15	6	0	0	0

注1: 1853年2月から1854年2月の委託先については、コネティカット州、ニュージャージー州、マサチューセッツ州であるが、内訳は不明。

Source: *Annual Report of the Children's Aid Society, 1854, 9-10, 1855, 15-7, 1856, 20-1, 1857, 10-1, 1858, 12-4, 1859, 11-2, 1860, 8-10, 1861, 11-2, 1862, 9-10, 25-6, 1863, 7-10* より作成。

族の一員として遇することを里親に約束させたが⁽²⁰⁾、援助協会には法的な権限がなく、里親には人道的な側面を除けば遵守する義務はなかった。それで、例えば、15才以下の児童は18才まで養育しなければならないといった契約が、実際にどれほど履行されたか明確ではない。

さて、最初の10年間に委託された子供の数から検討したいが、児童援助協会の第1回から第10回までの年次報告書に、一部成年男女を含めてはいるがほぼ正確な数を把握しうる。表1はそれをまとめたものであるが、委託総数と同時に州別の委託数を知りうる。10年間の初期にはニューヨークやニューイングランド、そして主としてドイツ系児童のためのペンシルバニアが主な委託先であるが、すぐにミシガン、オハイオ、イリノイ、インディアナに代表される中西部の諸州が取って代わっている。これは、ひとえに労働力を必要とした地域の農民の要請によるものであり、初年から引き合いが来ていたことはブレイスの記述に見られる⁽²¹⁾。また、マサチューセッツ州で大人の場合に見たような強制送還が、子供の場合にもごく一部ではあるが実施され、プレイシング・アウトという形態ではあるが、ヨーロッパやカナダに送還された事例に注目される⁽²²⁾。

第2に、児童の民族的背景にも論及しなければならない。表2のように、被委託者は、アメリカ生まれ、アイルランド生まれ、ドイツ生まれ、ブリテン生まれがほとんどである。民族性が不明の者も最も大きい範疇のひとつである。アメリカ生まれと不明の者の民族的背景は年次報告書では把握しえないが、ブルナーの委託者の半分以上は移民だという指摘を待つまでもなく、慈善に関する1857年の政府報告書に示される施設収容児童の民族構成や貧困地域の民族的差異を考慮すると⁽²³⁾、不明の者の多くはアイルランド生まれやドイツ生まれであろうし、アメリカ生まれにしてもアイルランド系やドイツ系を多く含むと考えられる。新移民の者が少ないのは実際に新移民自体が少なかったからであり、黒人の児童が少ないのは黒人自体の自助ネットワークが存在していたからだとか、奴隷制自体がその役割を果たしたといった説明もされよう。またホルトの主張するように、当時の民族意識を考慮すれば、ブレイスにアメリカ人

表 2 ニューヨーク児童援助協会による年次別委託者の民族的背景と家族関係

委託年次	1853年 2月から 1854年 2月まで	1854年 2月から 1855年 2月まで	1855年 2月から 1856年 2月まで	1856年 2月から 1857年 2月まで	1857年 2月から 1858年 2月まで	1858年 2月から 1859年 2月まで	1859年 2月から 1860年 2月まで	1860年 2月から 1861年 2月まで	1861年 2月から 1862年 2月まで	1862年 2月から 1863年 2月まで
合計	207	863	936	742	733	779	814	804	884	791
被委託者の民族的背景										
アメリカ生まれ		143	282	259	258	425	456	502	446	334
アイルランド生まれ		227	379	141	146	115	177	145	162	52
ドイツ生まれ		201	223	144	114	130	95	68	98	24
ブリテン生まれ		52	36	63	73	67	21	45	65	17
プロイセン生まれ			2	18	1					
ロシア生まれ			1							
ユダヤ人		3	4							
スイス フランス生まれ		4	5	5	12	3	3	5	3	3
黒人			2	2	2		3			
イタリア生まれ					14	8		5	2	1
カナダ生まれ										1
その他		8	2	5	4	1			3	1
不明		220		105	109	29	59	34	105	357
被委託者の家族構成										
両親生存				139	186	210	125	130	194	47
母親生存				126	134	167	163	202	205	80
父親生存				64	93	71	112	75	99	42
孤児				120	166	176	328	294	180	64
不明				188	89	93	48	59	124	536

注 1: 1853 年 2 月から 1854 年 2 月の委託先については、コネティカット州、ニュージャージー州、マサチューセッツ州であるが、内訳は不明。

Source: *Annual Report of the Children's Aid Society, 1854, 9-10, 1855, 15-7, 1856, 20-1, 1857, 10-1, 1858, 12-4, 1859, 11-2, 1860, 8-10, 1861, 11-2, 1862, 9-10, 25-6, 1863, 7-10* より作成。

となりうる者は西欧出身の旧移民であるという偏見が皆無であったとは肯定しがたい⁽²⁴⁾。しかし、あらゆる教派・宗派を区別せずにとブレイス自身が述べているように、理念的にはマジョリティ側の平等意識が働いているし、実際的には民族的・宗教的背景を配慮する余裕をもたなかったと考えられる。その証拠に、マイノリティ側のカトリック教徒から同化を強要するものという厳しい批

判が当初からブレイスに浴びせかけられたといえる⁽²⁵⁾。

第3に、性別と家族構成についても言及しなければならない。興味深いことは、表1のように、最初の10年間の少女比率は34.7%で、プレイング・アウトの歴史を通じて4割近くが少女であったことである。西部では少女は農作業よりは家事手伝いなどの仕事で望まれたが、その需要の高さが窺える。もともと、都市の児童施設収容者の少女比率はこの委託比率よりも上まわっており、ホルトの主張するように、ブレイスの少女に対する偏見が比率を下げたことも事実だろう⁽²⁶⁾。また、委託契約書に少女に関する取決めが特に記載されていないという事実は、女性に対する心性を探る上で重要であろう。ただ、それらを考慮しても、当時の西部の人口構成を考えれば3人に一人はかなりの高率といえ、西方での女兒労働の重要性、ひいては女性人口の少なさによる需要の大きさが重視される⁽²⁹⁾。また孤児列車と称されながら、プレイング・アウトには孤児比率が低いことにも注目される。家族関係不明の者の比率も高いが、それを除いての孤児比率は、最初の7年で33.3%であり、両親ともに生存している者や母親のみが生存している者の比率が多くを占めている。浮浪児童や救貧院の児童が元より完全な孤児ばかりであったわけではなく、救貧院で生まれた母親のみの者は特別としても、児童に親がいなかった場合は少数派である⁽²⁷⁾。プレイング・アウトは児童の家族構成における都市部での状況をそのまま表していると考えた方がよく、ここにブレイスが法的な養子制度にまで踏み込めなかった理由があるだろう⁽²⁸⁾。

第4に、代理人、里親、あるいは委託児童の児童援助協会に出すように義務づけられていた年2回の手紙の量が被委託児童全体からみれば少なかった事実注目される。報告書には西部で子供がいかに理想的な生活を送っているかを示す、児童からの手紙などが多数紹介されているが、それらは一部の現実を映し出してはいても、全体からみれば例外的なことであった⁽²⁹⁾。多くの委託された児童は単なる労働力として最低の扶助しか与えられなかったり、不必要になると「転売」されたり、逃げ出しても放っておかれたりした。児童援助協会にしても、手紙の要請以外に特別な手段を講じたわけではない。法的権限を持た

なかったために、それ以上に踏み込めなかったともいえるが、同時に貧窮児童に一度機会を与えたことで満足した側面がある。だから、西方への移住という形態を取るとはいえ、プレイシング・アウトは東部からの排除であり、改革という名の新たな遺棄方法であったことに変わりはない⁽³⁰⁾。

被委託児童の民族・宗教的背景、性別、家族構成、手紙などを検証してきたが、女兒や孤児でないものの比率が比較的高いことのほかに、まずプレイシング・アウトの背後には先住のものと移民、プロテスタントとカトリックの対立関係が確認できる。オーラル・ヒストリーの史料を使って、さらに具体的な個別の分析をすべきであるが、伝統的なアメリカの農村生活が子供の更生に適切であると考えられ、子供が大きくなるには施設のように偏った社会でなく、西部の自由な社会が必要とされたことは⁽³¹⁾、カトリック教徒で非アングロ・サクソン系の移民児童のアメリカへの同化を促進させる目的をもっていたといえる。また、代理人、里親、あるいは委託児童の手紙の量が少なかったことから、プレイシング・アウトが排除の救済計画であったことも指摘した。確かに、都会の街角や孤児院、あるいは救貧院よりも農村が実際に子供の生活には適していたこともある。少なくとも貧しい子供に西部で社会上昇する機会が与えられたことは事実であろうが、プレイシング・アウトが西方での労働需要を充足させるための新たな「徒弟制度」のひとつであり、また東部にとって財政的に安上がりな方法であったことに注目される。

おわりに

アメリカ人は熱心に働き道徳的原則を守っていれば、自給自足できるといつも考えてきた。土地所有が可能な時代においては、仕事がないことはさほど問題ではなかったが、1830年代にもなると多くのアメリカ人は貧困に恐怖を感じ始めた。特に子供の貧困の問題は重要であった。そこで、児童施設を作り更生させようとしたが、貧困原因は子供の個人的性癖によるものでないことに気づき、施設を批判して、子供を西方の農民家庭に委託することで救済し、アメ

リカの将来を担うものに育てようとする試みがなされるようになった。これは、19世紀中葉に、ブレイスを中心に多くの民間慈善団体によって実施されたが、彼の東部での児童救済と同じく、公的救済にも多大な影響を与える社会改革運動であった。しかし、同時にこの救済計画は弱者を遺棄し、同化させ、制御する社会統制の側面を持っていた。特に、こうしたプロテスタントによる慈善は、熾烈な批判をカトリック教徒から受けたが、同化装置としての役割に気づかれていたからである。彼らには、会衆派の牧師がカトリックの子供をプロテスタントとして育てるべく、イリノイ州やミネソタ州の農民に子供を送っていると思えたのである。本稿では被委託児童の集団分析をすることで、プロテスタント対カトリックの民族・宗教的対立関係が存在したことを確認したが、今後はカトリックによるこうした批判とブレイス以外のプロテスタント系の児童救済運動の広がりについて考察を重ねたい。

註

- (1) 主たる史料として、児童援助協会の初期の年次報告書 *Annual Report of the Children's Aid Society, 1854-63* (以下、CAS と略記)、ニューヨーク州の政府刊行物 *Report of Select Committee Appointed to Visit Charitable Institutions Supported by the State, and All City and County Poor and Work Houses and Jails, Jan. 9, 1857* (以下、NYSC と略記)、子供史の編纂史料 Robert H. Bremner, *Children and Youth in America: A Documentary History*, vol. 1: 1600-1865 (Cambridge, 1970) があり、主たる先行研究として、J. Rothman, *The Discovery of the Asylum: Social Order and Disorder in the New Republic* (Boston, 1971); Walter I. Trattner, *From Poor Law to Welfare State: A History of Social Welfare in America* (NY, 1974); Paul Boyer, *Urban Masses and Moral Order in America, 1820-1920* (Cambridge, 1978); Marilyn Irvin Holt, *The Orphan Trains: Placing out in America* (Lincoln, Nebraska, 1992) がある。
- (2) James Leiby, *A History of Social Welfare and Social Work in the United States* (NY, 1978), 83-5; Trattner, *From Poor Law*, 114-20; Michael B. Katz, *Poverty and Policy in American History* (NY, 1983), 186, 193, 195; David M. Schneider, *The History of Public Welfare in New York State, 1609-1866* (Chicago, 1938), 330-34; Robert H. Bremner, *From the Depths: The Discovery of Poverty in the United States* (NY, 1956), 38-41; Jacob A. Riis, "The Children of the Poor," in David J. Rothman, ed., *The Poor in Great Cities* (NY, 1895, 1971), 86-130, 86-90; Boyer, 94, 107.

- (3) D. M. Schneider, 179–93.
- (4) Robert E. Cray, Jr., *Paupers and Poor Relief in New York City and Its Rural Environs, 1700–1830* (Philadelphia, 1988), 138–40; Samuel Mencher, *Poor Law to Poverty Program: Economic Security Policy in Britain and the United States* (Pittsburgh, 1967), 148; Bruce S. Jansson, *The Reluctant Welfare State: A History of American Social Welfare Policies* (CA, 1988), 54; D. M. Schneider, 211–30.
- (5) CAS, 1855, 9–13.
- (6) Jansson, *The Reluctant*, 44–51; Edward K. Spann, *The New Metropolis: New York City, 1840–1857* (NY, 1981), 467, 487; CAS, 1854, 3–5.
- (7) Bremner, *Children*, 398–401; Paul A. Gilje, “Infant Abandonment in Early Nineteenth-Century New York City: Three Cases,” in N. Ray Hiner & Joseph M. Hawes, (eds.), *Growing Up in America: Children in Historical Perspective* (Urbana, 1985), 109–17; CAS, 1854, 6.
- (8) Anne M. Boylan, *Sunday School: The Formation of An American Institution, 1790–1880* (Yale, 1988), 147–52; Trattner, 108–12; Boyer, 103.
- (9) Rothman, *The Discovery*, 206–7, 259–60; Boyer, 95.
- (10) Jansson, 58–9; Katz, 210; Boyer, 96; Peter Romanofsky, “Saving the Lives of the City’s Foundlings: The Joint Committee and New York City Child Care Methods, 1860–1907,” *New York State Historical Society Quarterly*, vol. 61 (1977), 49–68.
- (11) CAS, 1854; Spann, 267–71.
- (12) Boyer, 96; Katz, 197.
- (13) CAS, 1854, 3–6; Jansson, 51; Francesco Cordasco, “Charles Loring Brace and the Dangerous Classes: Historical Analogues of the Urban Black Poor,” *Journal of Human Relations*, vol., 20 (1972), 379–86.
- (14) Katz, 203; Boyer, 97; Priscilla Ferguson Clement, “The City and the Child,” in Joseph M. Hawes and N. Ray Hiner, (eds.), *American Childhood: A Research Guide and Historical Handbook* (Westport, 1985), 261–2.
- (15) Holt, 42–3, 80–117; Spann, 273–4.
- (16) Spann, 267–73.
- (17) CAS, 1854, Appendix, 23–4.
- (18) CAS, 1854, 24–5, 1856, 54–60, 1857, 28–3, 1859, 38–9, 1860, 63–8, 1861, 68–73, 1862, 10; Donald Dale Jackson, “It Took Trains to Put Street Kids on the Right Track out of the Slums,” *Smithonian*, vol. 17 (1986), 95–103.
- (19) CAS, 1855, 42–4, 1858, 63–72, 1859, 40, 1860, 69–85, 1861, 54–67.
- (20) Leslie Wheeler, “The Orphan Trains,” *American History Illustrated*, vol. 18 (1983), 15.

- (21) CAS, 1854, 8.
- (22) 拙稿「マサチューセッツ州における州慈善局の設立と貧民政策の展開について——被救済貧民児童の農家委託を中心に——」『人文論究』45 卷 4 号, 85-98。
- (23) Bremner, *Children*, 401, 631-3; NYSC, 204-12; Peter C. Holloran, *Boston's Wayward: Social Services for Homeless Children, 1830-1930* (NJ, 1989), 50.
- (24) Holt, 69-71.
- (25) Spann, 467, 487; Holloran, 63-6; Michael B. Katz, *Poverty and Policy*, 196; P. Clement, "The City," 235-72, 257-9; Holt, 106-7.
- (26) Holt, 64-5.
- (27) NYSC, 97-111.
- (28) Holt, 62-3.
- (29) *Ibid.*, 56-7.
- (30) Boyer, 100.
- (31) Eric C. Schneider, *In the Web of Class: Delinquents and Reformers in Boston, 1810s-1930s* (NY, 1992), 51; Trattner, 108-12.

——文学部助教授——